

久米南町障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）に基づき、本町における障害者就労施設等が供給する物品及び役務（以下「物品等」という。）に対する需要の拡大を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資することを目的とする。

1 適用範囲

この方針は、本町の全組織に適用する。

2 対象期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

3 調達の対象となる施設等及び物品等

この方針の対象となるのは、法第2条第4項に規定される障害者就労施設等が供給する物品等とする。

4 調達推進の実施

- (1) 各所属は物品等の調達に当たっては、障害者就労施設等からの調達の可能性について検討する。また、各所属が所管する公の施設の管理や事業の実施に当たっても同様とする。
- (2) 各所属は予算の適正な執行並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約等を積極的に活用し、調達を行う。

5 調達の目標

令和5年度は、前年度に障害者就労施設等から調達した実績額（5,100円）を上回ることを目標とする。

6 調達実績の公表

総務企画課は、年度終了後に、調達の実績の概要を取りまとめ、町ホームページ等により公表する。